

資料 3

【法務省人権擁護局】

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

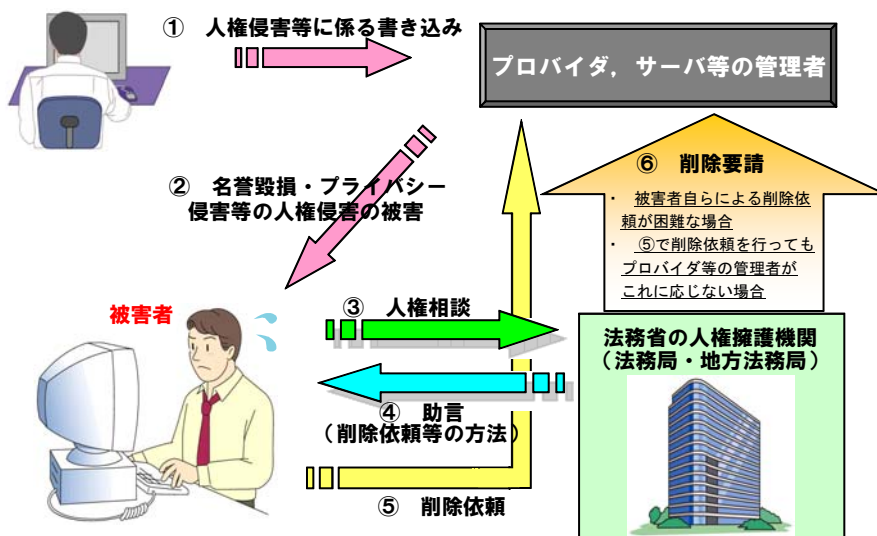
1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応



2 平成27年における人権侵害事件の動向について

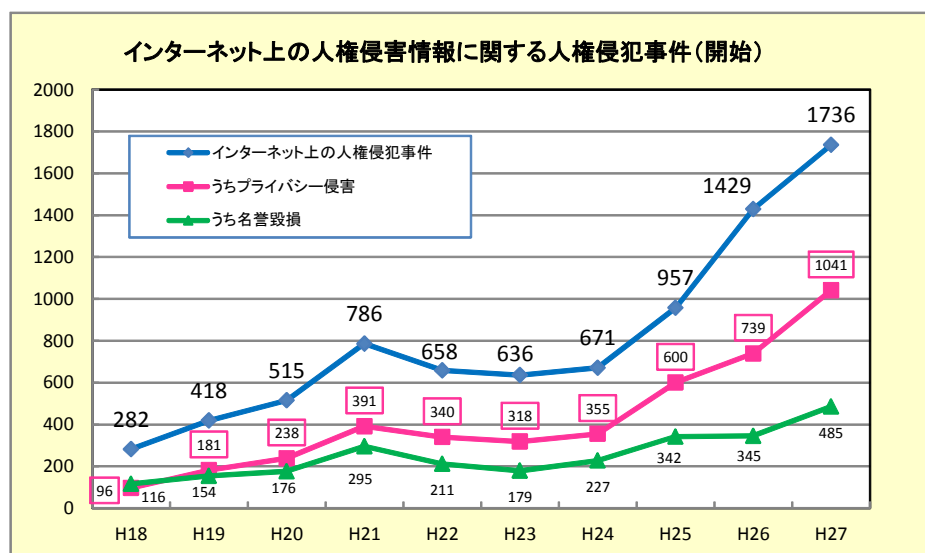
(1) 新規救済手続開始件数について

平成27年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は、前年の1,429件を307件上回る1,736件（21.5%増加）で、昨年に引き続き過去最高^{（注）}の件数を記録した。

これは、10年前である平成17年の件数（272件）と比較すると6.4倍の増加である。

なお、このうち、プライバシー侵害事案が1,041件（対前年比40.9%増加）、名誉毀損事案が485件（対前年比40.6%増加）となっており、この両事案で全体の88.0%を占めている。

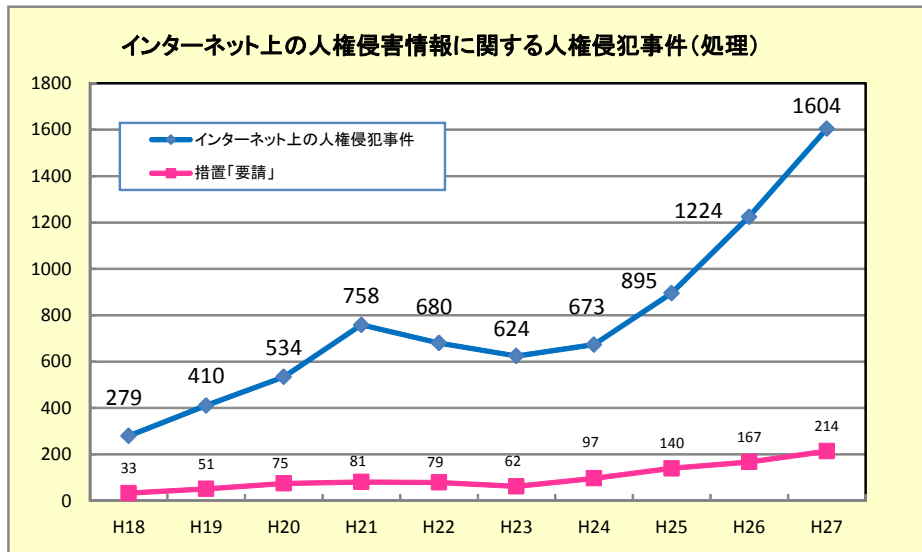
（注）平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。



(2) 処理件数について

平成27年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は1,604件であり、対前年比で380件（31.0%）増加した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が大半を占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、214件であった。



(3) 具体的事例について

当機関が平成27年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上のブログに、宿泊施設の脱衣所で着替えている被害者の画像が掲載されているところ、自治体等に相談したが対応してもらえなかったとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像は、被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、当該ブログのサイト管理者に対して削除要請を行ったところ、当該画像は削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例2] インターネット上の名誉毀損

被害者の過去の勤務先に関するインターネット上の掲示板に、被害者をその氏名を特定した上で中傷する書き込みが掲載されていたところ、被害者自身で当該掲示板の管理者に対して削除を依頼したが、応じてもらえず、かえって被害者が削除を依頼したことが公開されてしまったとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みは被害者の名誉を毀損するものと認められたため、法務局から当該掲示板の管理者に対して削除要請を行ったところ、当該書き込みは削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例3] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の複数の掲示板に、被害者の氏名、住所、電話番号と

ともに「人間のクズ」「死ね」などと中傷する書き込みがされているとして、法務局に相談がされた事案である。

相談を受け、法務局が被害者に対して当該掲示板の管理会社への削除依頼方法を教示し、被害者において削除依頼したが、一部の書き込みが削除されるにとどまった。

そこで法務局が、削除されなかった書き込みについて調査し、被害者のプライバシーを侵害するとともに、その名誉を毀損するものと認めため、法務局から当該掲示板の管理会社に対して削除要請をした結果、当該書き込みは削除されるに至った。（措置：「援助」「要請」）

3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>）でも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（改訂版）」を作成し、全国の高等学校1年生に配布したほか、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。